

令和2年9月市議会定例会

病院事業局

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 令和2年9月病院事業会計補正予算（案）総括表 | 1 | 頁 |
| 2 | 医業収益の減収対策について | 2 | 頁 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した事業
（病床確保の支援事業）について | 3 | 頁 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した事業
（感染症対策に必要な医療器械の購入）について | 4 | 頁 |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業
について | 5 | 頁 |
| 6 | 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について | 8 | 頁 |

【条例案件】

- | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|
| 7 | 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | 9 | 頁 |
|---|---------------------------------|---|---|

1 令和2年9月病院事業会計補正予算（案）総括表

(1) 収益的収入及び支出

(単位:千円)

科目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
病院事業収益	14,119,863	▲2,523,568	11,596,295	
1 医業収益	13,100,973	▲4,313,737	8,787,236	} 減収見込額
うち入院収益(※)	9,086,310	▲3,242,928	5,843,382	
うち外来収益(※)	3,454,408	▲914,567	2,539,841	
うちその他医業収益(※)	405,036	▲156,242	248,794	
2 医業外収益	1,018,880	1,549,969	2,568,849	
うち他会計補助金(※)	349,407	1,343,113	1,692,520	一般会計繰入金1,290,000千円等
うち補助金(※)	32,387	206,856	239,243	病床確保料
3 特別利益	10	240,200	240,210	医療従事者慰労金
病院事業費	14,262,949	▲375,036	13,887,913	
1 医業費用	14,005,024	▲594,856	13,410,168	
(1)給与費	7,726,298	32,530	7,758,828	特殊勤務手当
(2)材料費	2,968,086	▲646,769	2,321,317	
薬品費	1,410,344	▲198,506	1,211,838	
診療材料費	1,531,125	▲437,962	1,093,163	
医療消耗備品費	26,617	▲10,301	16,316	
(3)経費	2,492,666	19,383	2,512,049	発熱外来改修16,500千円等
2 医業外費用	257,625	▲20,380	237,245	
(2)消費税及び地方消費税	25,842	▲13,234	12,608	
(3)雑損失	200,401	▲7,146	193,255	
3 特別損失	0	240,200	240,200	医療従事者慰労金
4 予備費	300	0	300	
差引	▲143,086	▲2,148,532	▲2,291,618	

*なお、運転資金として、特別減収対策企業債2,500,000千円を借り入れる。

(※)の数値は上位科目の内数

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円)

科目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
資本的収入	788,028	113,452	901,480	
1 企業債	644,900	0	644,900	
2 出資金	113,677	98,870	212,547	地方創生臨時交付金
3 県補助金	29,441	14,582	44,023	緊急包括支援交付金
4 寄附金	10	0	10	
資本的支出	1,419,279	113,452	1,532,731	
1 建設改良費	679,323	113,452	792,775	
うち資産購入費	333,277	113,452	446,729	市民病院無線LAN93,500千円等
2 企業債償還金	739,956	0	739,956	
差引	▲631,251	0	▲631,251	不足額は内部留保資金で補填

2 医業収益の減収対策について

[経営管理課、医事課、総務医事課]

(1) 補正の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大や、市民病院での院内感染の影響により、4～6月の診療収入が大幅に減少したことに加え、今後も感染症への警戒による受診控えの傾向が続くものと見込まれることから、医業収益を減額し、合わせて材料費等の医業費用についても減額するもの。

また、資金収支不足見込額 37 億 9 千万円については、特別減収対策企業債を発行し、さらに不足する資金について一般会計からの繰入金で補填するもの。

(2) 補正額

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額	増減率	備考
病院事業収益	14,119,863	▲4,313,737	9,806,126	▲30.6%	
医業収益	13,100,973	▲4,313,737	8,787,236	▲32.9%	
入院収益	9,086,310	▲3,242,928	5,843,382	▲35.7%	入院患者48,263人減少見込み
外来収益	3,454,408	▲914,567	2,539,841	▲26.5%	外来患者82,661人減少見込み
他会計負担金	155,219	0	155,219	0.0%	
その他医業収益	405,036	▲156,242	248,794	▲38.6%	室料差額及び健康診断等の減少
病院事業費	14,262,949	▲668,349	13,594,600	▲4.7%	
医業費用	14,005,024	▲647,969	13,357,055	▲4.6%	
材料費	2,968,086	▲647,969	2,320,117	▲21.8%	
薬品費	1,410,344	▲198,506	1,211,838	▲14.1%	患者数の減に合わせ減少
診療材料費	1,531,125	▲439,162	1,091,963	▲28.7%	〃
医療消耗備品費	26,617	▲10,301	16,316	▲38.7%	〃
医業外費用	257,625	▲20,380	237,245	▲7.9%	
支払利息及び企業債取扱諸費	31,382	0	31,382	0.0%	
消費税及び地方消費税	25,842	▲13,234	12,608	▲51.2%	
雑損失	200,401	▲7,146	193,255	▲3.6%	建設改良費及び薬品費の補正による減
差引収支過不足額	▲143,086	▲3,645,388	▲3,788,474	▲2547.7%	

①特別減収対策企業債 2,500,000 千円

※運転資金のための借入れであるため、収益的収支には影響しない

②一般会計繰入金 1,290,000 千円

① + ② = 3,790,000 千円

(資金収支不足見込額)

3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した事業 (病床確保の支援事業) について

[経営管理課]

(1) 補正の目的

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために確保した病床(空床病床)について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付を受けるもの。

(2) 補正額 206,856千円

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

(3) 補正の内容

病床確保の支援事業

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために確保する病床26床について、病床確保料の収入を計上するもの。

確保病床26床 × 52千円/床/日(補助単価) × 5カ月分 = 206,856千円
(4月~8月)

4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した事業 (感染症対策に必要な医療器械の購入) について

[経営管理課、契約出納課]

(1) 補正の目的

新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる医療提供体制の整備等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した事業を行うもの。

(2) 補正額 14,582千円

感染症対策に必要な医療器械の購入 14,582千円

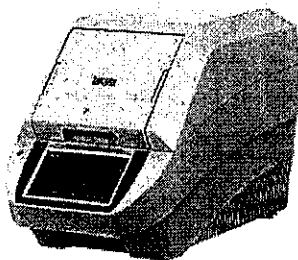
【財源】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 14,582千円

(3) 補正の内容

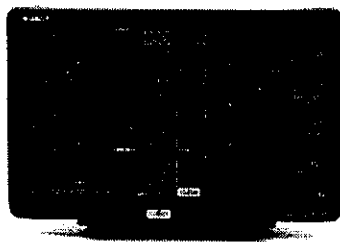
感染症対策に必要な医療器械の購入

- ① リアルタイムPCR装置1台 6,302,252円(資本的支出)
- ② 生体情報モニター一式 7,700,000円(資本的支出)
(センター装置1台、ベッドサイドモニター6台)
- ③ HEPAフィルター付きパーテーション3台 579,700円(資本的支出)

①

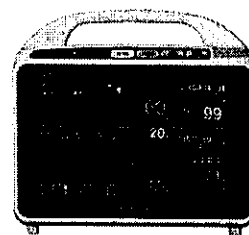


②

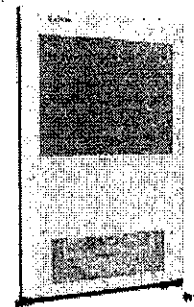


センター装置

③



ベッドサイドモニター



5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について

[経営管理課、契約出納課、医療情報室]

(1) 補正の目的

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、将来を見据えた医療提供体制の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を行うもの。

(2) 補正額 151,983千円

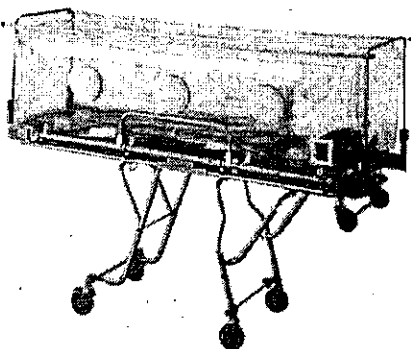
- ①感染症対策に必要な医療器械の購入及び院内改修 9,453千円
- ②市民病院無線LAN環境整備事業 93,500千円
- ③発熱外来の設置改修 16,500千円
- ④特殊勤務手当の支給 32,530千円

【財源】一般会計繰入金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
151,983千円

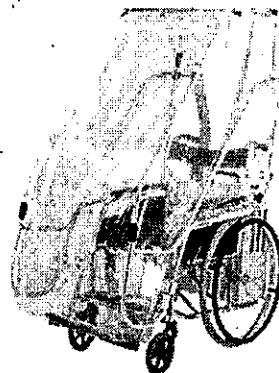
(3) 補正内容

- ①感染症対策に必要な医療器械の購入及び院内改修 9,453千円
 - ア 陰圧装置付ストレッチャー 1台 2,030,000円（資本的支出）
 - イ 陰圧装置付車椅子 1台 790,000円（資本的支出）
 - ウ 温度計測サーマルカメラ 3台 2,550,000円（資本的支出）
 - エ 感染防止対策にかかる院内改修 2,750,082円（収益的支出）
 - オ その他の備品等購入 1,332,000円（収益的支出）

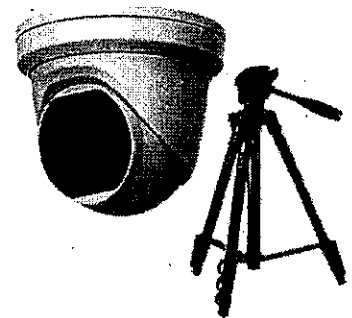
ア



イ



ウ



②市民病院無線LAN環境整備事業 93,500千円

感染防止の観点から、職員と患者等の人と人の接触を必要最小限に抑えることが求められており、その状況下においても、患者等へのサービスの質向上や、業務改善による職員の負担軽減に取り組んでいく必要がある。

今後こうした課題に取り組むため、ICTを活用し、将来的に国が推進するオンライン診療をはじめ、職員のオンライン研修、開業医等とのオンラインによるカンファレンス等を実現するための基盤として、病院内の外来部門と医局及び駐車場の一部についてインターネット・電子カルテの無線LAN環境を整備するもの。

対象範囲		内 訳
外来診療棟	3階	医局、講堂、カンファレンス室
	2階	診療科（呼吸器・血管外科、眼科、耳鼻咽喉科ほか）
	1階	診療科（内科、外科、整形外科、救急科ほか）、正面ホール、看護外来等
屋 外		第一駐車場（発熱外来周辺）

③発熱外来の設置改修 16,500千円

現在、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の疑い患者等の診察については、屋外のプレハブ製仮設発熱外来で行っている。今後、感染症の収束後も見据えて恒常的に診察を行うため、市民病院外来診療棟内の既存の診察室を改修し、常設の発熱外来を設置するもの。

なお、診察室を改修することにより、診察室への入口や動線を他の患者と分けることができ、感染リスクの低減につながる。

	設置日	運用期間
プレハブ製発熱外来 (6月補正計上)	8月11日	8月11日～12月下旬 (予定)
院内発熱外来(予定) (9月補正(案))	12月下旬	12月下旬～常設

④特殊勤務手当の支給 32,530千円

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や看護、検査業務等に従事した職員に対して特殊勤務手当（公衆衛生業務手当）を支給するもの。

	単価	実績（2月～7月）		見込み（8月～3月）	
		件数	金額	件数	金額
患者と直接的に接する、対面する業務に従事した場合 （例）患者の診察、行政検査における検体の採取	4,000円	3,032件	12,128,000円	2,810件	11,240,000円
患者と直接的に接触しない業務に従事した場合 （例）患者診察後の診察室等の清拭、検体の検査	3,000円	1,473件	4,419,000円	1,581件	4,743,000円
計		4,505件	16,547,000円 …ア	4,391件	15,983,000円 …イ

$$\text{ア} + \text{イ} = 32,530,000\text{円}$$

6 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について

[経営管理課]

(1) 補正の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて業務に従事した医療従事者等に対し、慰労金を支給するもの。

(2) 補正額 240,200千円

医療従事者等への慰労金の支給 240,200千円

【財源】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 240,200千円

(3) 補正内容

①慰労金の対象者

(市民病院)

帰国者・接触者外来の役割を県から設定された日(令和2年2月6日)から同年6月末までに通算して10日以上勤務した職員で、患者と接する業務に従事した者。

(まちなか病院)

新型コロナウイルス感染症患者1例目の発生日(同年3月30日)から同年6月末までに通算して10日以上勤務した職員で、患者と接する業務に従事した者。

②慰労金の支給額

(市民病院) 1人200千円

(まちなか病院) 1人50千円

【補正額の内訳】

<職員分>

(市民病院) 1,040人×200千円=208,000千円

(まちなか病院) 82人×50千円=4,100千円

<委託等業者分>

(市民病院) 138人×200千円=27,600千円

(まちなか病院) 10人×50千円=500千円

[条例案件]

7 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[経営管理課]

1 改正の趣旨

平成 29 年 3 月に富山県が策定した富山県地域医療構想では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年において、高度急性期・急性期病床の過剰が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、富山医療圏において急性期医療を担う医療機関として、医療機能や資源の集約化を図るため、富山市民病院における一般病床の病床数を引き下げるもの。

2 改正の内容

病床数の引き下げ

区 分	改正前	改正後	差し引き
富山市民病院	595床	545床	▲50床
① 一般病床	(539床)	(489床)	(▲50床)
② 精神病床	(50床)	(50床)	—
③ 感染症病床	(6床)	(6床)	—
富山まちなか病院	50床	50床	—

3 施行期日 令和2年10月1日

4 参 考

富山医療圏における病床数の必要量（推計）

（単位：床）

区 分	病床機能報告 2015年①	病床機能報告 2018年②	必要病床数 2025年③	差（▲は過剰） ④=③-②
高度急性期	1,437	1,369	536	▲833
急性期	2,136	1,866	1,648	▲218
回復期	444	787	1,360	573
合 計	4,017	4,022	3,544	▲478

※出典：富山県地域医療構想…必要病床数（2025年）